

2019 年 8 月 1 日

## (株)東京環境測定センターニュース

(No. 211)

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和元年 6 月 20 日公布、令和元年 7 月 1 日から施行することになりましたのでお知らせいたします。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和元年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

下記環境省ホームページを参照ください。

<https://www.env.go.jp/press/106900.html>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111811.pdf>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111812.pdf>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111813.pdf>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111814.pdf>

---

御質問、問合せは、技術グループ TEL03(3895)1924 までお願いします。